

総務常任委員長報告

令和6年12月13日

今期定例会において、総務常任委員会に審査付託となりました議案4件及び請願1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会では、去る12月9日に委員会を開催し、議案審査においては、担当部長等の出席を求め、また、請願については、提出者からの趣旨説明とそれに対する質疑を行うなど、慎重に審査いたしました。

議案第101号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）」外3議案は、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において、各委員から述べられた指摘及び意見について、申し上げます。

議案第118号「三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）」については、給与等の実態の公開により市民理解を進められたい。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望するものであります。

次に、請願第2号「自主防災の機能不全を是正するため、執行機関の義務を遵守し、「市長の権限と義務の履行」について、三次市議会として執行機関に提言することを求めることについて」は、審査の結果、不採択とすべきものと決しました。審査に係る経緯について申し上げます。

請願者からの趣旨の説明において、1点目は、住民自治組織との協議で市が直営としていた樋門の閉鎖が遅れ、住宅を浸水させる水害が発生、住民に被害があっても、タイムラグを理由に仕方がない事案であるという姿勢を貫いていることについて、法制度を守るよう求めるものである。

2点目は、公助には限度があり、主体はあくまで住民自身であるということを明示し、これを共有することが大切であり、防災に関する意識や体制が機能していないという現実に向き合って、縦割り行政の改善、目的と手段を取り違えないよう求めるものである。

3点目は、災害対策法に規定する市の責務は、災害発生を常に想定し、被害の

最小化を図るために、災害に備える措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること、災害の教訓を踏まえて改善を図ること、水防団等の防災組織の整備をすること及び自主防災組織の充実と住民の自発的な防災活動の促進に努めることであるが、実態は、住民に対して損害を発生させながら、責任を一切否定し、これを正当化するという理不尽な姿勢である。やむを得ず行った刑事告発では、嫌疑不十分の不起訴処分ということになったが、市長の責務、市長の注意義務が果たせないという深刻な実態から目をそらさず、市長が実態を把握した上で、市が持っている防災に関するすべての機能を発揮すべく意思決定をして欲しい。

4点目は、災害対策法に係る市長の責任などに関する重大で明白な違法行為に対して、無効確認の請求を行ったところ、広島高等裁判所からは行政処分が存在せず訴訟要件を欠き不適法で却下という判断が下されたが、職員には、市の意思を決定し、表示する権限がないことを共有して欲しい。

結論としては、防災に関する意識や体制の改善について、これまで、市政懇談会、議会報告会、行政チェック市民会議への意見書の提出や総務省の行政相談なども行ってきたが限界を感じている。別の視点から判断を求めべく、刑事告発や行政訴訟も行ったが前例の壁が厚く、改善の入口にも至っていない。災害対策法で明示している市の責務、市長の注意義務を果たして欲しい。権限を明示された市が意思決定をして、有効な行政行為が成立する行為がなされるよう、改善を求めている。そして、このことは、市民を直接代表する市議会から執行機関に提言して欲しいという願いである。といった説明が行われました。

質疑に先立ち、請願書の意味の確認と委員の共通理解のために私から、請願書の4項目について、具体的に何をどうしたらいいとお考えか、また、この請願について地域の方から何かお考えを聞かれていれば伺いたいと、説明をお願いしました。

これに対して、請願者からは縦割りで行政目線の行政行為がなされているという現状を改善して欲しいということが趣旨であり、裁判所が行政行為すら存在しないというような意思表示にならない、有効な行政行為がなされるようにして欲しい。肌感覚的に言って自主防災が機能していないので、何とかならないかという一心で改善策を考えている。最終的には市役所の中で、各課がそれぞれの判断をされず、市長の権限行使をしていただきたい。住民も自主防災が機能している

とは決して思っていないが、それを一緒に言ってくれる人はいないと思うので、少なくとも自分は思っていることは、機会があれば声を上げ続けたいと思う。との説明がありました。

次に、委員から、瀬谷で樋門の閉鎖が遅れたことについて、責任を求めたいということもあるだろうが、今後そういうことがないように気を付けて欲しいということなのか。との質疑に対しては、そのとおりののだが、私の立場としては、防災の仕組みというのは瀬谷も19自治組織も一緒だと思うので、三次市全体で取り組んで欲しい。との説明がありました。

次に、委員から、この請願について、瀬谷の自治会や自治連などとは協議をされましたか。との質疑に対しては、話はたくさんしたが、こういうことには参加しづらいとの考えから、請願をしたのは私だけである。との説明がありました。

次に、委員から、請願内容が非常に多岐にわたっているように思うが、総括すると、迅速な防災体制をとって欲しいということ、自主防災と行政が緊密な連携をとって防災対策に努めて欲しいということによいか。との質疑に対しては、自主防災が機能するようにして欲しいということで請願したもので、市長に災害対策法第5条の注意義務を守っていただきたいということである。との説明がありました。

討論においては、採択に反対の意見として、市長にはその責任を果たすべく、リーダーシップを発揮して、自主防災の確立を果たして欲しいという思いについては、大変理解できるものではあるものの、本請願のとおり市全体の防災行政、自主防災機能に対する願意を認めるということは、特に防災の機能不全実態を認めることとなり、市全体の自主防災組織に対しては適当とは言えないのではないか。地域特性もあり、災害の種類も多様な本市において、本請願を議会として認めることは適当では無い。との意見が述べられました。採択に賛成の意見はありませんでした。

以上、委員長報告を終わります。